

指定濫用防止医薬品の販売規制について —令和8年5月1日施行—

指定濫用防止医薬品

以下に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（外用剤を除く）※1



- ・エフェドリン
- ・コデイン
- ・ジヒドロコデイン
- ・ジフェンヒドラミン（追加）
- ・デキストロメトルファン（追加）
- ・ブソイドエフェドリン
- ・ブロモバレリル尿素
- ・メチルエフェドリン

※1：生薬を主たる有効成分とする製剤は含まない

ジヒドロコデインセキサノール又はリン酸ジヒドロコデインセキサノールを有効成分として配合する製剤は、指定濫用防止医薬品となる

【令和8年厚生労働省告示第32号、令和8年2月13日付医薬発0213第1号厚生労働省医薬局長通知】

指定濫用防止医薬品の販売方法

	表示※2	18歳未満	18歳以上
大容量の製品	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">  確認 </div> or <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">  確認 </div>	販売禁止	対面 or オンライン※3
小容量※4の製品	要確認	対面 or オンライン※3	対面、オンライン※3 or 通常のインターネット販売等

※2：施行から1年以内に製造販売をされた製品の表示は、施行の日から起算して3年間の経過措置期間あり

※3：映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことが可能な方法（例：ビデオ通話）

※4：5日分。ただし、効能又は効果によっては7日分（令和8年厚生労働省告示第33号、令和8年2月13日付医薬発0213第2号厚生労働省医薬局長通知を参考）

【医薬品医療機器等法第36条の11第3項、同法施行規則第159条の18の6】

販売時の書面による情報提供事項

要指導医薬品等でそれぞれ定められている情報提供を行う事項（医薬品医療機器等法第36条の6等）に加え、**濫用した場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある旨**

【医薬品医療機器等法第36条の11第1項、同法施行規則第159条の18の3】

販売時の確認事項

- 年齢
- 他の薬剤又は医薬品の**使用の状況**
- 購入しようとする者が**18歳未満の場合、氏名**
- 他の薬局、店舗等での指定濫用防止医薬品の**購入又は譲受けの状況**
- 大容量製品又は複数個を購入しようとする場合は、その**理由**等

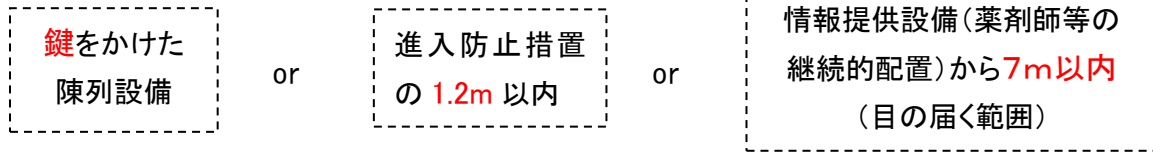
【医薬品医療機器等法第36条の11第2項、同法施行規則第159条の18の5】

情報提供ができない場合や適正な使用を確保することができない場合には、
販売してはいけません。

【医薬品医療機器等法第36条の11第4項】

指定濫用防止医薬品の陳列方法(第2類医薬品、第3類医薬品に限る)^{※5}

※5: 薬局製造販売医薬品、要指導医薬品及び第1類医薬品に分類される指定濫用防止医薬品は、それぞれの区分に応じ、法令で定められた陳列方法に従って陳列すること



【医薬品医療機器等法第57条の2第4項、同法施行規則第218条の5、薬局等構造設備規則第1条第13号、第2条第12号】

指定濫用防止医薬品販売等手順書の作成

- 販売又は授与の方法に関する手順
- 情報提供及び確認に関する手順
- 陳列に関する手順
- 頻回購入・多量購入を希望する購入希望者への対応の手順等

- 例
- ・ 販売記録の作成
 - ・ 販売対応を行う薬剤師等が業務に用いる帳簿等を活用した申し送り事項の作成
 - ・ お薬手帳を用いた対応
 - ・ 会員情報などに登録された販売情報の活用

【医薬品医療機器等法施行規則第159条の18の7】

掲示事項に「指定濫用防止医薬品の販売に関する情報」の追加が必要です！

【医薬品医療機器等法第9条の5及び第29条の4並びに同法施行規則第15条の15、第147条の12及び別表第一の二】

～ 参考 ～

- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律等の施行等について(公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日(令和8年5月1日)施行事項関係)(令和7年12月26日付医薬発1226第2号厚生労働省医薬局長通知)
- 指定濫用防止医薬品の販売等について(令和7年12月26日付医薬発1226第16号厚生労働省医薬局長通知)
- 指定濫用防止医薬品の販売等に係る質疑応答集(Q&A)について(令和8年1月30日付厚生労働省医薬局総務課事務連絡)
- 厚生労働省ホームページ「令和7年の薬機法等の一部改正について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_58083.html
- 厚生労働省ホームページ「一般用医薬品の乱用(オーバードーズ)について(薬剤師、登録販売者の方へ)」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/index_00033.html
～ゲートキーパーとしての薬剤師等の対応マニュアル～
<https://www.mhlw.go.jp/content/001411097.pdf>
～中高生のみなさんへ 薬のオーバードーズってなんだろう～
<https://www.mhlw.go.jp/content/001405036.pdf>



【担当窓口】

枚方市保健所 保健医療課 (薬事担当)
〒573-1197 枚方市禁野本町 2-13-13
電話 : 072-807-7623 FAX : 072-845-0685
MAIL : hoiry@city.hirakata.osaka.jp



枚方市ひこぼしくん